

「2026年度水産販路等支援に関する専門支援業務委託」に係る募集要項

2026年5月

公益社団法人福島相双復興推進機構
水産販路等支援プロジェクトチーム

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、当機構が行なう販路開拓および販路拡大に関する高度な専門性を要する業務についての支援ならびにその運営等業務を実施する委託先を、以下の要領で広く募集いたします。

1. 事業の目的（概要）

平成27年6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂を踏まえ、平成27年8月24日に福島相双復興官民合同チームが創設され、避難指示等の対象である浜通り地域等12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）の事業者等を対象とした自立支援に官民の総力を挙げて取り組んでいる。また、福島県の漁業における試験操業が令和3年3月に終了し本格操業への移行期間に入ったことを踏まえ、令和3年5月より、3市町（いわき市、相馬市及び新地町）の水産関係の仲買・加工業者等への支援も実施している。こうした中、事業者の支援ニーズや主要な課題の一つとして、住民の避難等に伴う顧客の減少や顧客層の質的变化及び長期にわたる事業休止に伴う取引先の減少等が挙げられている。本業務は、公益社団法人福島相双復興推進機構の水産販路等支援プロジェクトチーム（以下「水産チーム」という）の業務のうち、特に販路開拓および販路拡大に関する高度な専門性を要する業務について、当該分野に精通した専門人材が支援することにより、福島相双地域（※1）に所在する水産仲買・加工事業者の販路回復・拡大ならびに支援事業者の自立・自走促進を図ることを目的とする。

（※1）本募集要項における「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）および新地町、相馬市、いわき市の15市町村をいう。

2. 事業内容

（1） 件名

「2026年度水産販路等支援に関する専門支援業務委託」

（2） 業務内容

水産チームの業務のうち、高度な専門性（※2）を要す各種業務（販路開拓、販売会、商品開発、代行商談ほか）について、その支援を行う。また、現場を知り尽くした専門家の持ち得るノウハウ共有の場を構築し、その形式知化に向けた支援も行うもの。なお、販売会（ふくしま常磐大漁市）の支援においては、その販売会受託者と協調、協力を行い、取り扱い定常化についても検討・調整すること。

(※2) 高度な専門性とは、マッチング時のコネクション、取引成約手法、値決め、バイヤー業界情報、営業ノウハウなどを指す

- ① 各地バイヤーの産地招聘ならびに商談支援
- ② 販売会（ふくしま常磐大漁市）支援
- ③ 支援活動で得られたノウハウの共有
- ④ 新商品開発支援
- ⑤ タイ王国「JAPAN SELECTION」における商談等支援
- ⑥ 福島県浜通りの水産バリューチェーン強靱化支援
- ⑦ 各種運営業務ならびに業務実施報告書の作成と提出

(3) 業務期間 2026年7月予定(契約締結日)～2027年3月26日(金)

(4) 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構
事業者支援グループ 水産販路等支援プロジェクトチーム

3. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① これまでに福島県浜通り水産仲買・加工事業者支援の実績を有していること
- ② 福島県15市町村(※1)をはじめ、県外を含めた各種ネットワークや知見があること
- ③ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 管理体制について優れていること（情報管理に関する規定の運用をモニタリングしていること。補助金業務であることを鑑み、支出の管理が重要であるため、支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有していること）
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑦ 当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑧ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑨ なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合には幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が業務のすべてを他の法人に再委託することはできない）

4. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2026年5月20日(水)

締切日：2026年6月22日(月)12時(正午)必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限：2026年6月2日(火)17時まで

様式3「質問表」に質問事項を記載のうえ、下記8.記載E-mailアドレスにより質問すること。

回答予定 : 2026年6月4日 (木) 以降、当機構ホームページ
(<https://www.fsrt.jp/procurement>) に回答を掲載する。

(3) 参加表明

参加表明期限 : 2026年6月12日 (金) 17時まで

参加表明は、下記8.記載E-mailアドレスに回答すること。

参加表明のない申請者からの応募は受け付けない。

(4) 応募書類

① 以下の書類を(5)により提出すること。

- 申請書(様式1)
- 提案書(様式任意(「(参考)提案書様式」を参考に作成すること))
- 見積書(様式任意(「(様式2)見積書様式」を参考に作成すること))
- 会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
- 直近の財務諸表
- 業務委託契約書(案) ※代案がある場合

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。

④ 採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより8.記載のE-mailアドレスに提出すること。

- ✓ 資料に不備がある場合は審査対象外となる。
- ✓ 1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となるため、10MBを超える場合は、複数回に分けて送信すること。

(6) 秘密情報

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書(案)ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報(個人情報を含む。)についても同様の扱いとする。

5. 審査について

(1) 審査方法

応募者の価格が機構内で定めている予定価格の制限内であり、かつ、募集要項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

審査にあたっては提案書を別添「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 3.の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づく

(3) 調達候補先の決定及び通知について

審査結果および調達候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。審査に際しては、必要に応じ提案内容の確認の場を設けた上で、審査を行い決定する。

6. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することとする。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となる。

契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）を基に Word の校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。

また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

7. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

様式は任意とするが、「（参考）提案書様式」を参考に作成すること。

- ① 業務の目的、内容
- ② 業務実施計画
- ③ 事業実施体制
 - 組織としてのネットワーク・人的基盤
 - 事業従事予定者の専門性、類似事業実績
 - 業務遂行のための経営基盤・管理体制

※詳細については「評価項一覧」を参照すること。

(2) 見積書

様式は任意とするが、「（様式2）見積書様式」を参考に作成すること。

- ① 人件費
- ② 事業費
- ③ 再委託費/外注費
- ④ 一般管理費
 - ✓ 見積内訳書には、作業内容、工数（単位：時間（h）・回 等）、費用を明記すること。

- ✓ 業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。
- ✓ 作業内容の一部を協力会社へ再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託の理由・再委託先の名称・経歴，業務内容，再委託の金額等）を明確に記載すること
- ✓ 一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以下とする。ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記すること。

8. 問い合わせ先

〒960-0831 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ 業務調整部 契約管理課

担当 : 高橋、綿引

E-mail : kikou-koubo_r5-2@fsr.or.jp

問い合わせは、基本的に電子メールを使用する。

以 上